

両立指標		選択肢及び配点				
分野1 両立支援のための環境整備		①	②	③	④	⑤
1001	仕事と家庭の両立支援への取組の考え方が、経営や人事の方針として明文化されていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
1002	仕事と家庭の両立に配慮する必要性について、管理職研修のメニューに取り入れる等して管理職に徹底を図っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1003	育児や介護その他ボランティア等と仕事を両立するための休業や短時間勤務等の支援制度を利用しやすいように、従業員に働きかけていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1004	社内アンケートやヒアリング等により、従業員の意見・要望を取り上げて、仕事と家庭の両立のための改善を行っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1005	仕事と家庭の両立の取組を進めるために、労働組合や従業員代表と協議・話し合いをしていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1006	年次有給休暇は半日単位又は時間単位で取得できますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
1007	年次有給休暇の取得促進のための措置をとっていますか。(計画的付与制度の導入、年間の取得計画の策定、取得日数及び取得率の目標設定等)	はい 5/5	いいえ 0/5			
1008	過去1年間の年次有給休暇の取得率は、企業全体で平均して何%ですか。 (式) 全取得日数/全付与日数(繰越日数を含まない) × 100 (%)	70%以上 10/10	50%以上 70%未満 5/10	50%未満 0/10		
1009	所定外労働の削減のための措置をとっていますか。(ノー残業デー・ノー残業ウィークの導入・拡充、労使の話し合いの機会の整備、時間外労働協定における延長時間の短縮等)	はい 5/5	いいえ 0/5			
1010	過去1年間の法定時間外労働は、企業全体で従業員一人当たり平均して年何時間ですか。	0時間を 超え50 時間未 満 10/10	50時間以 上150時 間未満 5/10	150時間 以上 0/10		
1011	過去1年間に於いて、週労働時間が60時間以上の従業員の割合はどれくらいですか。 ※ 1年間の総労働時間が3,128.6時間以上の従業員を「週労働時間が60時間以上の従業員」とする。 週60時間×365/7÷ 3,128.6	5%以下 10/10	5%を超え 10%以下 5/10	10%を超 える 0/10		
1012	子どもの学校行事への参加のための休暇、ボランティア休暇、自己啓発休暇、リフレッシュ休暇等の多様な休暇制度がありますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1013	育児・介護目的以外の利用も可能とする次のいずれかの制度がありますか。また過去3年間にそれを利用した従業員がいますか。 (1)短時間勤務制度 (2)フレックスタイム制度 (3)始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (4)所定外労働をさせない制度	①制度が あり、利 用者がい る 10/ 10	②制度は あるが、利 用者はい ない 5/ 10	③制度と してはな いが、利 用者はい る 5/1 0	④制度と してはな いし、利 用者もい ない 0 /10	
1014	仕事と生活の両立の観点から、勤務時間や勤務地等について従業員の希望を聞く制度がありますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1015	在宅勤務制度がありますか。また過去3年間に在宅勤務をした従業員がいますか。	①制度が あり、利 用者がい る 10/ 10	②制度は あるが、利 用者はい ない 5/ 10	③制度と してはな いが、在 宅勤務者 はい 5 /10	④制度と してはな いし、在 宅勤務者 もいない 0/10	
1016	育児・介護休業取得者・短時間勤務利用者がした場合、代替要員を配置する配慮をしていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
1017	子どもの急病、介護対象者の急な容態の悪化等により、急に従業員が不在になることがあっても対応できるよう、業務のやり方や人材育成を工夫していますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1018	育児・介護休業終了後は、原則として原職又は原職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されていますか、又は運用上原職復帰を原則としていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
1019	育児・介護休業をした従業員の円滑な職場復帰のため、休業中及び復帰の直前直後に教育訓練の機会を提供していますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
1020	育児・介護休業後従業員が復職しやすくするため、休業中に、業務に関連する資料や社内の様子を伝える資料を送付する等の情報提供を行っていますか。(インターネットを利用した提供も含む。)	はい 10/10	いいえ 0/10			

1021	育児、介護等を理由に退職した従業員を対象とした再雇用の制度や慣行がありますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
1022	育児休業取得後に管理職となった従業員がいますか。	はい 5/5	いいえ 0/5	管理職になる時期の育児休業取得経験者なし 0/0		
1023	過去3年間で育児や介護を理由とした退職者は減りましたか。	はい 5/5	いいえ 0/5	退職者なし 5/5		
1024	育児休業終了後復職した者のうち、過去3年間に退職した者の割合は何%ですか。	0% 10/10	0%を超え10%以下 5/10	10%を超える 0/10	休業終了者なし 0/0	
1025	介護休業終了後復職した者のうち、過去3年間に退職した者の割合は何%ですか。	0% 10/10	0%を超え10%以下 5/10	10%を超える 0/10	休業終了者なし 0/0	
1026	3年前と比較して、女性の平均勤続年数は男性の平均勤続年数と比べて、どのように変わりましたか。（現在、女性の平均勤続年数が男性と同じ又は長い場合は、「男女差が縮小した」を選択してください。）	男女差が縮小した 5/5	男女差は変わらない 0/5	男女差が拡大した 0/5		
1027	育児と仕事との両立について、制度の利用事例を広報誌で取り上げたり、制度紹介のハンドブックを従業員に配付する等、制度の利用促進のための情報提供を行っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1028	育児と仕事を両立する従業員に対し、育児休業中の従業員同士又は育児休業経験者との懇談会の設定等、情報交換のサポートを行っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
1029	仕事と介護との両立に関する法律、自社の制度、国や自治体の支援制度等について、従業員の理解を深めるために、情報提供や研修等を行っていますか。	はい 5/5	いいえ 0/5			
分野1 得点 ※1の22で選択肢③、1の24及び25で選択肢④と回答した企業は、215点満点からそれぞれの指標の満点を減じてください。		／215点満点				
分野2 仕事と育児の両立支援 制度整備状況		①	②	③	④	⑤
育児休業						
【法律で定める育児休業制度】とは？ 1. 育児休業は、原則として、子が出生した日から子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの労働者が申し出た期間、1回取得できます。 2. ただし、次のいずれにも該当する場合は、子が1歳に達した日の翌日から子が1歳6か月に達する日までの期間について、事業主に申し出ることで、育児休業することができます。 ① 育児休業に係る子が1歳に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合 ② 1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合 3. パパ・ママ育休プラスに該当する場合(次のいずれにも該当する場合)は、育児休業の対象となる子の年齢が、原則1歳に満たない子から、1歳2か月に満たない子に延長されます。ただし、育児休業を取得できる期間は、出生日及び産後休業期間も含め1年間です。 ① 育児休業を取得しようとする労働者(「本人」)の配偶者が、子の1歳に達する日以前に育児休業をしていること ② 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること ③ 本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日以降であること 4. 子の出生後8週間以内の期間内にされた最初の育児休業については、特別な事情がなくても再度の取得が可能です。						
201	育児休業制度は、上記【法律で定める育児休業制度とは？】2及び3の要件に該当しない場合でも、子が1歳以降も取得できるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
202	育児休業制度は、上記【法律で定める育児休業制度とは？】2の要件に該当しない場合でも、1年間を超えて取得できるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
203	育児休業制度は、上記【法律で定める育児休業制度とは？】2及び上記4の場合に限らず、子1人につき複数回取得できるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
育児短時間勤務						
【法律で定める育児短時間勤務制度】とは？ 1. 3歳に満たない子を養育する労働者について、希望すれば利用できる短時間勤務制度を制度化しなければなりません。 2. 短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間(5時間45分～6時間)とする措置を含むものとしなければなりません。 3. 常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から適用になります。 ※ それまでは、改正前の措置を実施する必要があります。すなわち、1歳未満の子を養育する従業員について、①短時間勤務制度、②フレックスタイト制度、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④所定外労働の免除、⑤事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与、のいずれかの措置を、1歳から3歳未満の子を養育する従業員について、育児休業の制度又は①～⑤のいずれかの措置を講じなければなりません。						

204	育児のための短時間勤務制度がありますか。	ある(3歳以降も対象) 10/10	ある(3歳未満を対象) 0/10	制度がない 0/10		
〔問2の4で①②と回答した企業のみお答えください。〕						
205	育児のための短時間勤務制度は、子1人につき複数回取得することができますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
〔問2の4で①②と回答した企業のみお答えください。〕						
206	育児のための短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を5時間45分～6時間とする制度の他に、1日の所定労働時間の短縮の幅を選択したり、週又は月の所定労働時間・日数を短縮したりすることもできる制度となっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
所定外労働の免除						
【法律で定める所定外労働をさせない制度】とは？ 3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が請求した場合、各企業で定めている所定労働時間を超えて労働をさせない制度です。常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から適用になります。(育児短時間勤務制度の※参照) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、1か月24時間、年間150時間を超える法定時間外労働を制限する制度とは異なります。						
207	育児のために利用できる所定外労働をさせない制度がありますか。(就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。)	ある(3歳以降も対象) 10/10	ある(3歳未満を対象) 0/10	制度がない 0/10		
その他						
208	育児のために利用できるフレックスタイム制度がありますか。(就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。)	制度がある 10/10	制度がない 0/10			
209	育児のために利用できる始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(1日の所定労働時間は変わらない。)の制度がありますか。(就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。) (例) 通常の従業員が9:00～17:00の勤務(昼休み1時間)の場合、9:30～17:30の勤務(昼休み1時間)とすること。	制度がある 10/10	制度がない 0/10			
2010	事業所内保育施設がありますか。ある場合、入所できる子の年齢はどのようになっていますか。	施設がある(0歳児入所可)1 0/10	施設がある(0歳児入所不可)5/1 0	事業所内保育施設はない 0/10		
看護休暇						
2011	子の看護休暇は、従業員1人につき、その子が1人の場合は6日以上、その子が2人以上の場合は11日以上取得することができますか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
2012	子の看護休暇は、半日単位又は時間単位で取得できる等、弾力的な利用が可能ですか。	はい 10/10	いいえ 0/10			
分野2 得点		/120点満点				
分野3 仕事と育児の両立支援 利用状況		①	②	③	④	⑤
301	過去3年間に在職中に出産した女性従業員のうち、育児休業を開始した者の割合はどれくらいですか。	80%以上 15/15	80%未満 0/15	出産者なし 0/0		
302	過去3年間に配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業を開始した者の割合はどれくらいですか。 ※「育児休業」とは、配偶者出産休暇や年次有給休暇を含まず、法律上の「育児休業」としてください。	10%を超える 15/15	5%を超え10%以下 10/15	0%を超え5%以下 5/15	0% 0/15	配偶者出産なし 0/0
303	育児のために短時間勤務制度を利用した従業員がいますか。	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		
304	制度化されているかどうかに関わらず、育児のために所定外労働を免除した従業員がいますか。	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		
305	制度化されているかどうかに関わらず、育児のためにフレックスタイムの勤務形態を認めた従業員がいますか。	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		
306	制度化されているかどうかに関わらず、育児のために始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(1日の所定労働時間は変わらない。)の勤務形態を認めた従業員がいますか。 (例) 通常の従業員が9:00～17:00の勤務(昼休み1時間)の場合、9:30～17:30の勤務(昼休み1時間)とすること。	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		
307	子の看護休暇制度を利用した従業員がいますか。	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0		

3の3	従業員が育児に要した費用に対する経済的援助制度がありますか。また経済的援助を受けた従業員がいますか。	①制度があり、かつ援助を受けた従業員がいた 15/15	②制度はあるが、援助を受けた従業員はいなかった 10/15	③制度としてはないが、援助を受けた従業員はいた 10/15	④制度としてもないし、援助を受けた従業員もいなかった 0/15
分野3 得点 ※3の1で選択肢③、3の2で選択肢⑤、3の3～3の7で選択肢③と回答した企業は、95点満点からそれぞれの指標の満点を減じてください。		／95点満点			
分野4 仕事と介護の両立支援 制度整備状況		①	②	③	④
介護休業					
【法律で定める介護休業制度】とは？ 1. 介護休業とは、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（要介護状態）にある対象家族を介護するためにする休業をいいます。 ※対象家族は、法律では、「①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） ②父母 ③子 ④従業員が同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫 ⑤配偶者の父母」としています。 2. 介護休業の期間は、対象家族1人について、一の要介護状態ごとに1回、通算して93日を限度として、労働者が申し出た期間です。 3. 所定労働時間の短縮等の措置は、介護休業の日数に算入するのであれば、そのことや措置を講じる措置の初日を労働者に明示することが必要です。					
4の1	介護休業制度は、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して94日以上取得できるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10		
4の2	介護休業制度は、要介護状態にある対象家族1人につき、一の要介護状態につき、2回以上取得することができるものとなっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10		
4の3	介護休業の対象家族の範囲は、法律より広いですか。	はい 10/10	いいえ 0/10		
介護休暇					
【法律で定める介護休暇】とは？ 対象家族を介護する労働者は、申出により、1年度に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）を限度として、介護休暇を取得することができます。常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から適用になります。					
4の4	介護休暇は、上記の法律を上回る日数を取得できますか。（就業規則等に定めおらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。）	はい 10/10	いいえ 0/10	制度がない 0/10	
【問4の4で①②と回答した企業のみお答えください。】					
4の5	介護休暇は、半日単位又は時間単位で取得できる等、弾力的な利用が可能となっていますか。	はい 10/10	いいえ 0/10		
介護のための所定労働時間の短縮等の措置					
【法律で定める対象家族の介護のための所定労働時間の短縮等の措置】とは？ 介護のための所定労働時間の短縮等の措置とは、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（要介護状態）にある対象家族（※1）を介護する労働者について、一の要介護状態について、連続する93日以上（※2）の期間における所定労働時間の短縮等の措置を講じなければならないこととされています。その措置は、次のいずれかの方法で講じることが必要です。 ①短時間勤務制度（1日の所定労働時間を短縮する制度、週又は月の所定労働時間を短縮する制度、週又は月の所定労働日数を短縮する制度、労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度）、②フレックスタイム制度、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④介護サービス費の助成その他これに準ずる制度（※2） これらの措置は、介護休業をしない労働者について講ずるものですが、同一対象家族についての介護休業等日数がある場合には、93日からその期間を差し引いた残りの期間以上の期間、この措置を講じることが必要です。また、同一対象家族の同じ要介護状態について介護休業をしたことがある場合には、93日は当該介護休業開始予定日から起算されます。ただし、93日からその期間を差し引くこと及び起算日を当該介護休業開始予定日とすることを労働者が認識できるように、労働者に説明しなければなりません。 ※1 対象家族は、法律では、「①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） ②父母 ③子 ④従業員が同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫 ⑤配偶者の父母」としています。 ※2 ④の介護サービスとは対象家族を現実に直接に介護するサービスをいい、介護情報の提供、介護機器の貸出等そのサービスを利用することによっても、当然にはその労働者が対象家族を介護する必要性がなくなるものは含まれません。					

【法定を上回る】とは？

「法定を上回る」というためには、次のどれかが当てはまる必要があります。

- ① 要介護状態にある対象家族1人につき、連続する94日以上（介護休業した期間があれば、その期間を差し引いた日数）以上の期間利用できる。
- ② 一の要介護状態につき、複数回取得することができる。
- ③ 対象家族の範囲が法律を上回る。

※ 法定の範囲は「①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） ②父母 ③子 ④従業員が同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫 ⑤配偶者の父母」

406 介護のために利用できる以下の制度がありますか。ある場合、法定以上の制度ですか。

(1) 短時間勤務制度

(2) フレックスタイム制度

（就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。）

(3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度

（就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。）

(4) 介護サービスに関連する費用を助成する制度（ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等要介護状態にある家族を現実かつ直接に介護するサービスに対する助成に限る。）その他これに準ずる制度（就業規則等に定めておらず、事実上利用できる場合は、「制度がない」とお答えください。）

分野4 得点

①制度がある(法定を上回る) 10/10	②制度がある(法定どおり) 0/10	③制度がない 0/10		
①制度がある(法定を上回る) 10/10	②制度がある(法定どおり) 0/10	③制度がない 0/10		
①制度がある(法定を上回る) 10/10	②制度がある(法定どおり) 0/10	③制度がない 0/10		
①制度がある(法定を上回る) 10/10	②制度がある(法定どおり) 0/10	③制度がない 0/10		

／90+15点満点
(4の6について、制度が2つ以上ある場合は、2制度目から5点を加算し、105点満点とする)

分野5 仕事と介護の両立支援 利用状況

501 介護休業を取得した従業員がいますか。

502 介護休暇を取得した従業員がいますか。

503 家族の介護のために短時間勤務制度を利用した従業員がいますか。

504 制度化されているかどうかに関わらず、家族の介護のためにフレックスタイムの勤務形態を認めた従業員がいますか。

505 制度化されているかどうかに関わらず、家族の介護のために始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（1日の所定労働時間は変わらない。）の勤務形態を認めた従業員がいますか。

506 制度化されているかどうかに関わらず、介護サービスに関連する費用の助成（ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等要介護状態にある家族を現実かつ直接に介護するサービスに対する助成に限る。）その他これに準ずるものを企業から受けた従業員がいますか。

507 問5の6以外の介護のための経済的援助制度を設けていますか。また経済的援助を受けた従業員がいますか。

508 制度化されているかどうかに関わらず、家族の介護のために所定外労働を免除する制度がありますか。また免除した従業員がいますか。

①	②	③	④	⑤
いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する必要がある従業員はいない、又は把握できない 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する必要がある従業員はいない、又は把握できない 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する必要がある従業員はいない、又は把握できない 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する必要がある従業員はいない、又は把握できない 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する必要がある従業員はいない、又は把握できない 0/0		
いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する必要がある従業員はいない、又は把握できない 0/0		
①制度があり、かつ援助を受けた従業員がいた 10/10	②制度はあるが、援助を受けた従業員はいなかった 5/10	③制度としてはないが、援助を受けた従業員はいた 5/10	④制度としてもないし、援助を受けた従業員もいなかった 0/10	
①制度があり、かつ免除を受けた従業員がいた 15/15	②制度はあるが、免除を受けた従業員はいなかった 10/15	③制度としてはないが、免除を受けた従業員はいた 10/15	④制度としてもないし、免除を受けた従業員もいなかった 0/15	

分野5 得点

※5の1～5の6で選択肢③と回答した企業は、85点満点からそれぞれの指標の満点を減じてください。

総得点

／85点満点

／620点満点

得点集計表

(指針別紙2)

分野1	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
1の1	はい 10/10	いいえ 0/10					10
1の2	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の3	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の4	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の5	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の6	はい 10/10	いいえ 0/10					10
1の7	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の8	70%以上 10/10	50%以上70% 未満 5/10	50%未満 0/10				10
1の9	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の10	0時間を超え 50時間未満 10/10	50時間以上 150時間未満 5/10	150時間以上 0/10				10
1の11	5%以下 10/10	5%を超え10% 以下 5/10	10%を超える 0/10				10
1の12	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の13	①制度があ り、利用者が いる 10/1 0	②制度はあ るが、利用者 はいない 5 /10	③制度として はないが、利 用者はいる 5/10	④制度として もないし、利 用者もない 0/10			10
1の14	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の15	①制度があ り、利用者が いる 10/1 0	②制度はある が、利用者はい ない 5/1 0	③制度として はないが、在 宅勤務者はい る 5/10	④制度として もないし、在宅 勤務者もない 0/10			10
1の16	はい 10/10	いいえ 0/10					10
1の17	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の18	はい 10/10	いいえ 0/10					10
1の19	はい 10/10	いいえ 0/10					10

1の20	はい 10/10	いいえ 0/10					10
1の21	はい 10/10	いいえ 0/10					10
1の22	はい 5/5	いいえ 0/5	管理職になる時期の育児休業取得経験者なし 0/0				5又は0
1の23	はい 5/5	いいえ 0/5	退職者なし 5/5				5
1の24	0% 10/10	0%を超え10%以下 5/10	10%を超える 0/10	休業終了者なし 0/0			10又は0
1の25	0% 10/10	0%を超え10%以下 5/10	10%を超える 0/10	休業終了者なし 0/0			10又は0
1の26	男女差が縮小した 5/5	男女差は変わらない 0/5	男女差が拡大した 0/5				5
1の27	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の28	はい 5/5	いいえ 0/5					5
1の29	はい 5/5	いいえ 0/5					5
分野1 合計（得点及び満点）						点	点
							得点率 %

分野2	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
2の1	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の2	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の3	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の4	ある(3歳以降も対象) 10/10	ある(3歳未満を対象) 0/10	制度がない 0/10				10
2の5	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の6	はい 10/10	いいえ 0/10					10
2の7	ある(3歳以降も対象) 10/10	ある(3歳未満を対象) 0/10	制度がない 0/10				10
2の8	制度がある 10/10	制度がない 0/10					10
2の9	制度がある 10/10	制度がない 0/10					10

2の10	施設がある(0歳児入所可)10/10	施設がある(0歳児入所不可)5/10	事業所内保育施設はない0/10				10
2の11	はい10/10	いいえ0/10					10
2の12	はい10/10	いいえ0/10					10
分野2 合計(得点及び満点)						点 120 点	得点率 %

分野3	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
3の1	80%以上 15/15	80%未満 0/15	出産者なし 0/0				15又は0
3の2	10%を超える 15/15	5%を超え10%以下 10/15	0%を超え5%以下 5/15	0% 0/15	配偶者出産なし 0/0		15又は0
3の3	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0				10又は0
3の4	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0				10又は0
3の5	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0				10又は0
3の6	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0				10又は0
3の7	いた 10/10	いなかった 0/10	育児中の従業員はいなかった 0/0				10又は0
3の8	①制度があり、かつ援助を受けた従業員がいた 15/15	②制度はあるが、援助を受けた従業員はいなかった 10/15	③制度としてはないが、援助を受けた従業員はいた 10/15	④制度としてもないし、援助を受けた従業員もいなかった 0/15			15
分野3 合計(得点及び満点)						点	得点率 %

分野4	選択肢及び配点					得点	満点
	①	②	③	④	⑤		
4の1	はい 10/10	いいえ 0/10					10
4の2	はい 10/10	いいえ 0/10					10
4の3	はい 10/10	いいえ 0/10					10
4の4	はい 10/10	いいえ 0/10	制度がない 0/10				10
4の5	はい 10/10	いいえ 0/10					10

4の6	4の6について、制度が2つ以上ある場合は、2制度目から5点を加算し、各15点満点とする。						
(1)	①制度がある (法定を上回る) 10/10	②制度がある (法定どおり)0 /10	③制度がない 0/10				10+5
(2)	①制度がある (法定を上回る) 10/10	②制度がある (法定どおり)0 /10	③制度がない 0/10				10+5
(3)	①制度がある (法定を上回る) 10/10	②制度がある (法定どおり)0 /10	③制度がない 0/10				10+5
(4)	①制度がある (法定を上回る) 10/10	②制度がある (法定どおり)0 /10	③制度がない 0/10				10+5
分野4 合計(得点及び満点)					点	点	得点率 %

分野5	選択肢及び配点					得点	満点	
	①	②	③	④	⑤			
5の1	いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する 必要のある従業員 はいない、又は 把握できない 0/0				10又は0	
5の2	いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する 必要のある従業員 はいない、又は 把握できない 0/0				10又は0	
5の3	いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する 必要のある従業員 はいない、又は 把握できない 0/0				10又は0	
5の4	いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する 必要のある従業員 はいない、又は 把握できない 0/0				10又は0	
5の5	いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する 必要のある従業員 はいない、又は 把握できない 0/0				10又は0	
5の6	いた 10/10	いなかった 0/10	家族を介護する 必要のある従業員 はいない、又は 把握できない 0/0				10又は0	
5の7	①制度があり、 かつ援助を受け た従業員がいた 10/10	②制度はある が、援助を受け た従業員はいな かった 5/10	③制度として はないが、援助 を受けた従業員 はいた 5/10	④制度として もないし、援助 を受けた従業員 もいなかった 0/ 10			10	
5の8	①制度があり、 かつ免除を受け た従業員がいた 15/15	②制度はある が、免除を受け た従業員はいな かった 10/15	③制度として はないが、免除 を受けた従業員 はいた 10/15	④制度として もないし、免除 を受けた従業員 もいなかった 0/ 15			15	
分野5 合計（得点及び満点）						点	点	得点率 %
総得点及び満点						点	点	得点率 %

(広報誌掲載文案)

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」

候補企業の公募について

ーポジティブ・アクションを積極的に推進している企業

ファミリー・フレンドリーな企業を表彰しますー

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション) 及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいえるべき取組を推進している企業を対象に「均等・両立推進企業表彰」を実施しており、現在、平成25年度表彰の候補企業を募集しています。

これまでに、多くの企業が表彰され、「地域での企業イメージがアップした」、「優秀な人材の応募・確保につながった」、「従業員の士気が上がった」など、多くの喜びの声が寄せられています。

応募の受付は、平成25年1月1日から3月31日まで、都道府県労働局雇用均等室で行っています。

また、本表彰の詳細は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>) でもご覧いただけます。

女性のより一層の活躍をめざすポジティブ・アクションや仕事と育児・介護との両立支援に取り組んでいる企業の皆様、ぜひご応募ください。

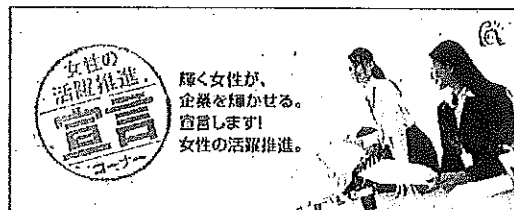
均等・両立推進企業表彰（均等推進企業部門）に応募する際は、次のいずれかのサイトに**自社がポジティブ・アクションに取り組んでいることを掲載してください。**



ポジティブ・アクション応援サイト

<http://www.positiveaction.jp/pa/>

自社の**女性の活躍状況**や、**ポジティブ・アクションの取り組み内容**を掲載できます。



女性の活躍推進宣言コーナー

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

自社の女性の活躍推進に関する**宣言**を掲載できます。

ポジティブ・アクション取り組み事例

ポジティブ・アクションの具体的な取り組みには、企業の実態によって様々なものが考えられます。

例えば、次のような取り組みもポジティブ・アクションとなります。

企業の実態に応じて、できることから取り組んでいきましょう。

現状分析・計画策定

- 企業内の**ポジティブ・アクション推進体制を整備**する。
- 女性の能力発揮の状況や能力発揮に当たっての**問題点について調査・分析**を行う。
- 女性の能力発揮のための**計画を策定**する。

女性のみ対象の取組

- 女性の応募を促すために、会社案内等で**社内で活躍している女性を積極的に紹介**する。
- 各種研修、教育機会への**女性の参加を奨励**する。
- 会議等で女性に発言や提案を求める等、**女性の責任感、意欲を向上させるための配慮**をする。

男女とも対象の取組

- 選考方法を改善するために、役員、面接担当者への**男女均等な採用に関する研修を実施**する。
- 作業方法や作業工程を見直したり、使いやすい器具、設備等を導入するなど、**男女ともに働きやすい職場環境を整備**する。
- **人事考課基準、昇進・昇格基準等を明確に定める**。
- **育児・介護休業後の職場復帰をしやすいための配慮**をする。
- 女性の能力発揮の重要性についての**意識啓発研修を実施**する。
- 出産や育児による休業等が**ハンディとしないよう制度を見直す**。